

## 個人情報保護法改正に伴う愛知県個人情報保護条例等の見直しについて

令和 3 年の個人情報保護法改正は、「個人情報保護」と「データ流通」のため、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人個人情報保護法の 3 本の法律を 1 本の個人情報保護法に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化した。

改正個人情報保護法のうち、地方公共団体部分の施行日（令和 5 年 4 月 1 日）までに愛知県個人情報保護条例等の改廃が必要になる。

### 審議項目

- 1 条例で定めることが法律上必要な事項
  - 1-1 開示請求にかかる手数料
  - 1-2 匿名加工情報にかかる手数料
  
- 2 条例で定めることが法律上許容されている事項
  - 2-1 条例要配慮個人情報
  - 2-2 個人情報ファイル簿
  - 2-3 不開示情報の範囲
  - 2-4 開示決定等の期限
  - 2-5 審議会への諮問
  
- 3 その他の事項
  - 3-1 死者の情報
  - 3-2 口頭請求

個人情報保護法の規定

1-1 開示請求にかかる手数料

(手数料)

第 89 条

2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

3 前 2 項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

個人情報の保護に関する法律ガイドライン P52

地方公共団体の機関においては、手数料に関する条例において、算定方法を工夫した適当な額とすること（例えば、従量制とすること。）や手数料を徴収しないこととすること（手数料の額を無料とすること。）も可能である。

(参考)

自己情報開示請求にかかる手数料・実費（現行）

	愛知県	国
手数料	なし	1 件 300 円
実費	白黒コピー1枚 10 円	なし

行政文書開示請求にかかる手数料・実費（現行）

	愛知県	国
手数料	なし	1 件 300 円 (閲覧 100 枚までごとにつき 100 円)
実費	白黒コピー1枚 10 円	白黒コピー1枚 10 円

1-2 匿名加工情報にかかる手数料

(手数料)

第 119 条

3 第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

4 前条第 2 項において準用する第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

見直しの方向性について（案）

1-1 開示請求にかかる手数料

A 案：現行どおり開示請求手数料は無料とし、別途、写しの交付に要する費用の実費を徴収する。写しの交付の費用は現行と同額とする（白黒コピー1枚 10 円）。

(根拠)

これまで無料であった開示請求手数料について、法改正を機に有料化する合理的理由がないことから、これまでどおり開示請求手数料は無料とし、実費のみ徴収することとする。国も開示請求を無料にすることを許容している。

B 案：国と同額の開示請求手数料を定める（写しの交付に要する費用なし）。

1-2 匿名加工情報にかかる手数料

政令に示された標準額に基づき、匿名加工情報にかかる手数料を定める。

個人情報の保護に関する法律についての Q & A（暫定版）P20

地方公共団体が条例で定める手数料について、政令で標準額が示されることから、これと異なるものを定める場合には、地方公共団体の特殊事情や実費の相違等の合理的な理由が必要になることに留意が必要である。

個人情報保護法の規定

2-1 条例要配慮個人情報

(定義)

第2条

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第60条

5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

見直しの方向性について（案）

2-1 条例要配慮個人情報

A案：要配慮個人情報として現行条例に規定されているものは法に全て規定されているため、新条例に「条例要配慮個人情報」は規定しない。

要配慮個人情報にかかる規定

個人情報保護法	現行条例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人種</li> <li>・信条</li> <li>・社会的身分</li> <li>・病歴</li> <li>・犯罪の経歴</li> <li>・犯罪により害を被った事実</li> <li>・身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の規則で定める心身の機能の障害があること</li> <li>・本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた健康診断その他の検査の結果</li> <li>・健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと</li> <li>・本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。）</li> <li>・本人を少年法第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと</li> </ul>	<p>同左</p>

B案：本県の特性と考えられるものについて条例要配慮個人情報を規定する。

個人情報保護法の規定

2-2 個人情報ファイル簿

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第75条

1 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

	個人情報保護法	現行条例
名称	個人情報ファイル簿	個人情報取扱事務登録簿
趣旨	行政機関等が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、行政機関等における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識できるようにするため。	実施機関が保有個人情報を取り扱う事務について、その事務の目的、取り扱う保有個人情報の対象者の範囲、項目、収集先等の状況を明らかにし、また、自己情報の開示請求等に資するため。
対象	本人の数が1,000人以上 (1,000人未満でも作成可能)	全て
作成単位	ファイル単位で作成	事務単位で作成
記載内容	ファイルの名称、利用目的 事務をつかさどる組織の名称 ファイルに記録される項目 記録される個人の範囲 記録情報の収集方法 要配慮個人情報が含まれるときはその旨 匿名加工情報提案募集該当性等	事務の名称及び目的 事務をつかさどる組織の名称 個人情報の項目 個人情報の対象者の範囲 個人情報の収集先 要配慮個人情報の有無等
公開方法	ホームページ掲載	情報コーナー開架
件数	不明	2,477件(2022.4現在)

見直しの方向性について(案)

2-2 個人情報ファイル簿

個人情報ファイル簿と別に従来から県で作成していた個人情報取扱事務登録簿を作成する必要があるか。

**A案：個人情報ファイル簿は本人が1,000人以上のものについて作成し、個人情報取扱事務登録簿は作成しない。**

(根拠)

個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務登録簿は、趣旨や記載される項目が類似しており、双方を作成する必要はない。

法第66条に基づく安全管理措置を徹底することにより、全ての事務において個人情報の適正な管理を図らなければならないものであるため、個人情報取扱事務登録簿を作成しなくても個人情報保護制度の後退とならない。

本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについては、行政文書ファイル管理簿により小規模ファイルの所在を確認し、開示請求を行う手がかりとすることは可能である。

なお、開示請求をされる方は、個人情報取扱事務登録簿で対象文書を特定するのではなく、既に対象事務を特定されている方が多い。

**B案：個人情報ファイル簿は本人が1,000人以上のものについて作成し、それに加えて、個人情報取扱事務登録簿を作成する。**

(根拠)

個人情報事務取扱登録簿は、本人の数が1,000人未満のものも含めて全ての事務について作成されるので、個人情報ファイル簿に加え、これまでどおり個人情報取扱事務登録簿も作成することにより、従来以上の個人情報保護の水準とする。

**C案：個人情報ファイル簿は本人が1,000人以上のものほか、一定数以上1,000人未満のものについても作成し、個人情報取扱事務登録簿は作成しない。**

(根拠)

本人の数が一定数以上1,000人未満のものについても個人情報ファイル簿を作成することにより、県の保有する個人情報を明確にする。

個人情報保護法の規定	見直しの方向性について（案）
<p>2-3 不開示情報の範囲 （保有個人情報の開示義務） 第78条</p> <p>2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって<u>情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。</u></p> <p>個人情報保護に関する法律についてのQ&amp;A（暫定版）P12</p> <p>Q 他の法令の規定等により開示することができない情報は、法第78条第1項各号において明示的に不開示情報とされていないが、このような情報を不開示情報として取り扱うことはできるか。</p> <p>A 法第78条第1項各号の不開示情報は、保護すべき権利利益に着目して分類したものであり、多様な情報に関し、可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようにするため、不開示により保護しようとしている情報の類型ごとに定性的な支障の有無を規律しているものです。そのため、他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、通常これらの類型に該当するものと考えられますが、当該情報が法第78条第1項各号のいずれに該当するかを実質的に判断する必要があります。</p>	<p>2-3 不開示情報の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開条例の規定との整合を図る規定は設けない。</li> </ul> <p>情報公開条例第7条第1号の法令秘等情報については、法で不開示情報とされていないが、実質的に判断すれば不開示情報を規定する法78条第1項各号のいずれかの類型に該当すると考えられるので、県条例において規定する必要はないと考えられる。</p> <p>愛知県情報公開条例（抜粋）（行政文書の開示義務）</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をしたものに対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>法令若しくは条例の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある主務大臣その他国の行政機関の指示により、公にすることができないと認められる情報</u></li> <li>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。（以下略）<b>法第78条第1項第2号</b></li> <li>(3) 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。 イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（以下略）<b>法第78条第1項第3号</b></li> <li>(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報 <b>法第78条第1項第5号</b></li> <li>(5) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの <b>法第78条第1項第6号</b></li> <li>(6) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（以下略）<b>法第78条第1項第7号</b></li> </ol>

個人情報保護法の規定

2-4 開示決定等の期限

(開示決定等の期限)

第 83 条

開示決定等は、開示請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 77 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第 108 条

この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

2-5 審議会への諮問

(地方公共団体に置く審議会等への諮問)

第 129 条

地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第 3 章第 3 節の施策(地方公共団体の施策)を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

個人情報の保護に関する法律ガイドライン P70

「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。

見直しの方向性について(案)

2-4 開示決定等の期限

A案: 開示決定等の期限について、現行条例と同じ規定(15日以内)を新条例で規定する。

(根拠)

これまで15日以内としていた期限を30日以内に伸長する合理的理由がない。

B案: 条例に規定は設けず、期限は30日以内とする。

	個人情報保護法	現行条例
開示決定等の期限	30日以内	15日以内

2-5 審議会への諮問

・現在の愛知県個人情報保護審議会は、「個人情報の保護に関する事項について調査審議し、実施機関に意見を述べることができる」(現条例第45条第2項)とされている。

A案: 個人情報の保護に関する事項について審議会に諮問できる規定を置く。

(根拠)

法改正後も個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴く必要があると考えられるため。

想定される諮問案件: 匿名加工情報の提案審査の基準、権利濫用に当たるかどうかの基準

B案: 審議会に諮問できる規定は置かない。

(根拠)

個人情報の適正な取扱いについては、個人情報保護委員会が一元的に判断するため。

⇒審議会は不服申立案件の審理のみを行う機関となる。

個人情報保護法の規定	見直しの方向性について（案）
<p>3-1 死者の情報 （定義） 第2条 この法律において「個人情報」とは、<u>生存する個人に関する情報</u>であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p><b>個人情報の保護に関する法律ガイドライン P13</b> 法では、「個人情報」を生存する個人に関する情報に限っているところ、「個人情報」の定義の統一は、令和3年改正法の目的である個人情報保護法制に係る全国ルールの一貫の根幹をなすものであり、これに反して死者に関する情報を条例で「個人情報」に含めることはできない。 ただし、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報として法の保護を受ける。</p> <p>3-2 口頭請求 第69条 1 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、<u>利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。</u>ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 一 <u>本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</u></p> <p><b>個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（暫定版） P168</b> 口頭による開示請求は認められないが、口頭により開示を求められている保有個人情報を本人に提供することが当該保有個人情報の利用目的の範囲内である場合や、利用目的の範囲外であっても法69条第2項の要件を充足する場合には、本人に対して当該保有個人情報を提供することは可能である。</p>	<p>3-1 死者の情報 ・ガイドラインによれば、死者の情報であっても遺族にとっての「個人情報」に該当する場合には、保護の対象となることから、現在の取扱いとの変更はなく、死者の情報について、本県独自の規定は設けない。</p> <p>3-2 口頭請求 ・現行条例は、第16条で書面によらない簡易な開示（口頭請求）について規定している。改正法施行後も現行条例の規定内容を維持するため、条例で簡易開示の規定を設ける。</p>

## 個人情報保護法の規定

### 【参考】個人情報保護法の不開示情報と現行条例との不開示情報の比較

#### 個人情報保護法

##### 第78条

行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれる場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 開示請求者（第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。（以下略）

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。（以下略）

四 行政機関の長が第82条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が害されるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（以下略）

## 見直しの方向性について（案）

### 【参考】個人情報保護法の不開示情報と現行条例との不開示情報の比較

#### 愛知県個人情報保護条例（抜粋）（開示義務）

第17条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれる場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない

一 法令又は条例の定めるところにより、開示請求者（第15条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をした場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第5号、次条第2項並びに第25条第1項において同じ。）に開示することができないと認められる情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次にいずれかに該当する情報を除く。（以下略）

三 第15条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をした場合において、代理人に開示することにより、当該本人の権利利益を侵害するおそれがある情報

四 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に関する情報であつて、開示することにより、当該評価、診断、選考、指導、相談等の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

五 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。（以下略）

六 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

七 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの

八 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

#### 条例第17条第1号の法令秘等情報

法に規定がないが、不開示の理由を実質的に判断すれば不開示情報を規定する法78条第1項各号のいずれかの類型に該当するとして不開示とすることができる。

#### 条例第17条第2号の第三者個人情報

法第78条第2号に規定

個人情報保護法の規定	見直しの方向性について（案）
	<p>条例第 17 条第 3 号の未成年者等情報  法に規定がないが、法 78 条第 1 項第 1 号の「開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」として不開示とすることができる。</p> <p>条例第 17 条第 4 号の評価等情報  法には規定がないが、法 78 条第 1 項 7 号の行政運営情報として不開示とすることができる。</p> <p>条例第 17 条第 5 号の事業活動情報  法第 78 条第 1 項第 3 号に規定</p> <p>条例第 17 条第 6 号の犯罪捜査等情報  法第 78 条第 1 項第 5 号に規定</p> <p>条例第 17 条第 7 号の審議等情報  法第 78 条第 1 項第 6 号に規定</p> <p>条例第 17 条第 8 号の行政運営情報  法第 78 条第 1 項第 7 号に規定</p> <p>以上より法施行後も不開示情報に実質的な変更はない。</p>